# 株主各位

東京都中央区晴海一丁目8番12号 住商情報システム株式会社 代表取締役会長兼社長 中井戸 信英

# 定時株主総会決議通知書

拝啓ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の平成21年3月期定時株主総会において下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。 敬 具

記

報告事項1 平成21年3月期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の 件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

**報告事項2** 平成21年3月期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)計算書類報告 の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

# 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり定款の一部を次のとおり改めることに承認可決されました。 変更内容は、次のとおりであります。

	(下線は変更部分を示します。)
変 更 前	変 更 後
第8条 (株券の発行) 当会社は、株式に係る株券を発行する。	(削 除)
第 <u>9</u> 条(単元株式の数 <u>及び単元未満株券の不発</u> <u>行</u> )	第 <u>8</u> 条(単元株式の数)
1. 当会社の単元株式数は、100株とする。	当会社の単元株式数は、100株とする。
2. 当会社は、前条の規定にかかわらず、 単元未満株式数に係る株券を発行しない。	(削 除)
第10条(単元未満株式についての権利) 当会社の株主 (実質株主を含む。以下同 じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使する ことができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利 第11条(単元未満株式の買増し) 当会社の株主は、株式取扱規程に定めると ころにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り 渡すべき旨を請求することができる。ただし、当会社が売り渡すべき数の自己株式を 有していないときは、この限りではない。	第9条(単元未満株式についての権利) 当会社の株主は、その有する単元未満株式 について、次に掲げる権利以外の権利を行 使することができない。  (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権 利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請 求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式 の割当て及び募集新株予約権の割当て を受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利  第10条(単元未満株式の買増し) (現行どおり)
第12条(株主名簿管理人)	第11条(株主名簿管理人)

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。

れを公告する。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所

は、取締役会の決議によって定め、こ

#### | 第<u>11</u>条(株主名簿管理人)

- 1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所 は、取締役会の決議によって定め、こ れを公告する。

#### 変 更 前

おいては取り扱わない。

3. 当会社の株主名簿 (実質株主名簿を含 <u>む。以下同じ。)、</u>新株予約権原簿<u>及び</u> <u>株券喪失登録簿</u>の作成並びに備置きそ の他の株主名簿<u></u>新株予約権原簿<u>及び</u> <u>株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これ を株主名簿管理人に委託し、当会社に

# 第13条(基準日)

定款に別段の定めがある場合のほか、必要 があるときは、あらかじめ公告して、取締 役会において臨時に基準日を定めることが できる。

#### 第14条(株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱い及び手数料 は、法令又は本定款のほか、取締役会にお いて定める株式取扱規程による。

# 第<u>15</u>条

(条文省略)

第<u>40</u>条

(新 設)

#### 変 更 後

3. 当会社の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿 の作成並びに備置きその他の株主名簿 <u>及び</u>新株予約権原簿に関する事務は、 これを株主名簿管理人に委託し、当会 社においては取り扱わない。

### 第12条(基準日)

(現行どおり)

#### 第13条(株式取扱規程)

当会社の株主権行使の手続きその他株式に 関する取扱い及び手数料は、法令又は本定 款のほか、取締役会において定める株式取 扱規程による。

### 第<u>14</u>条

(現行どおり)

第<u>39</u>条

# 附則

# 第1条

当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置き その他の株券喪失登録簿に関する事務は、 これを株主名簿管理人に委託し、当会社に おいては取り扱わない。

#### 第2条

前条及び本条は、平成22年1月6日まで有 効とし、同日をもって前条及び本条を削る ものとする。

#### 第2号議案 取締役11名選任の件

本件は、次の11氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

中井戸信英、露口 章、油谷 泉、福永哲弥、鎌田裕彰、小島 收、小川和博、

栗本重夫、新海立明、内藤達次郎、竹岡哲朗

内藤達次郎、竹岡哲朗の両氏は、法令に定める社外取締役であります。

#### 第3号議案 監査役1名選任の件

本件は、朝香友治氏が選任され、就任いたしました。

同氏は、法令に定める社外監査役であります。

第4号議案 当社取締役及び執行役員に対しストックオプションとして新株予約権を発 行する件

本件は、原案どおり承認可決され、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することとし、その総数は1,000個(新株予約権1個当たり当社普通株式100株)を上限とすることとなりました。

第5号議案 当社取締役及び執行役員に対し株式報酬型ストックオプションとして新株 予約権を発行する件

本件は、原案どおり承認可決され、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することとし、その総数は500個(新株予約権1個当たり当社普通株式100株)を上限とすることとなりました。

以上

おって、

本株主総会終了後開催の取締役会において、次のとおり代表取締役・役付取締役が選定され、また、本株主総会終了後開催の監査役会において、次のとおり常勤の監査役が選定され、就任いたしました。

この結果、平成21年6月25日現在の取締役及び監査役は、次のとおりであります。

取 締 役 露口 取締役会長 中井戸信英 章 取 締 役 油谷 泉 兼 社 長 取 締 役 福永 哲弥 取 締 役 鎌田 裕彰 取 締 役 小島 收 取 締 役 栗本 重夫 取 締 役 新海 取 締 役 小川 和博 立明 取 締 取 締 役 内藤達次郎 役 竹岡 哲朗 監 役 近藤 監 杳 役 朝香 友治 宏 杳 材 監 杳 役 舟崎 監 杳 役 中村 仁

(\*1は代表取締役、\*2は常勤監査役であります。)

以上

# 期末配当金のお支払いについて

平成21年3月期期末配当金に関しましては、5月18日付の「期末配当に関するお知らせ」によりお伝えいたしましたとおり、5月15日開催の取締役会において1株につき金16円を期末配当として決議し、既に6月11日より支払を開始いたしております。

期末配当金関係書類につきましては、6月10日に、お届出ご住所あてにお送り申し上げておりますので、「期末配当金領収証」により、お近くのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局(銀行代理業者)で払渡期間内(平成21年6月11日から平成21年7月10日まで)に、期末配当金をお受取り下さい。

なお、銀行等口座振込みご指定の方につきましては、6月10日にお届出ご住所あてにお送り申し上げました「期末配当金計算書」及び「配当金のお振込先について」のとおりでございますので、ご確認下さい。